

新旧対照表

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園防犯カメラ設置費補助金交付要綱（令和5年告示第85号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（補助金の額）</u></p> <p>第5条 <u>補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</u></p> <p><u>(1) 就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）別紙就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」という。）に基づく防犯対策強化整備事業に係る交付金の対象となる補助対象者 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表1－5に規定する非常通報装置等の設置に係る見積り額に4分の3を乗じて得た額又は135万円のうち、いずれか少ない額</u></p> <p><u>(2) 補助対象者（前号に該当する者を除く。） 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、防犯カメラ1台当たり20万円を上限とし、かつ、1事業者当たり80万円を上限とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日等）</u></p> <p>1 <u>この告示は、公示の日から施行し、令和5年6月16日から適用する。</u></p> <p><u>（補助金の額の特例措置）</u></p> <p>2 <u>改正前の第6条の規定による申請を行った者が、改正後の第5条第1号に掲げる者に該当する場合の補助金の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、同条第1号に定める額又は同条第2号に定める額のうちいずれか多い額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</u></p>	<p><u>（補助金の額）</u></p> <p>第5条 <u>補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、防犯カメラ1台当たり20万円を上限とし、かつ、1事業者当たり80万円を上限とする。</u></p>